

令和2年4月10日

学童クラブ保護者 及び  
学童クラブ保護者を雇用する事業者 各位

多摩市子ども青少年部  
児童青少年課

## 緊急事態宣言後の学童クラブの対応に伴う協力要請について

日頃より多摩市学童クラブの運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。  
ご利用の皆様におかれましては、現在、市から登所自粛をお願いする中で、それぞれの家庭状況に応じてご対応していただいております。重ねてお礼申し上げます。

また、日々、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況の中、学童クラブを利用する従業員を雇用する事業者の皆様におかれましても、職員の働き方等に対策を講じられており、感染拡大防止に最大限努めていただき感謝申し上げます。

令和2年4月9日付で、東京都知事より緊急事態宣言後の学童クラブの対応について要請を受けたことにより、学童クラブについて、下記の通り対応することとしましたのでお知らせするとともに、感染拡大防止にむけたご協力を強くお願い申し上げます。

### 記

#### 1 方針

- (1) 医療、交通、金融、社会福祉等に従事する保護者及び緊急事態措置によって休業要請される施設以外に勤める保護者がいることから、一律な休所要請は行いません。
- (2) 学童クラブ自体が集団生活を行う、いわゆる3密にあたる空間であることから、学童クラブ職員及び通所する児童の罹患リスクを減らすため、預かりの規模を縮小して実施いたします。

#### 2 対応

各学童クラブ運営事業者に対し、集団感染を防止する観点から、交代勤務をするなどリスクを減らしての運営を検討するよう要請し、育成する側の密を減らすことによる更なる感染症対策を行います。

#### 3 学童クラブを利用する児童の保護者の方へ（お願い）

- (1) 引き続き、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方は、登所を控えていただくようお願いいたします。
- (2) 2で記載した取り組みを進めるため、原則、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに両親共に従事している等、仕事を休むことが困難な方以外は、登所を控えていただきますようお願いいたします。

例：医療や公安（警察、消防等）、保育（学童保育を含む）、金融、食料品・医薬品販売、公共交通、運輸、飲食、衛生、物流及び公共インフラ（電気、ガス、水道、建設等）

#### 4 市内の学童クラブを利用する保護者を雇用する事業者の方へ（お願い）

3で述べた職業は一例であり、一律に職業による線引きは困難であり、一言にテレワークで在宅勤務を行うといってもその内容や環境は多様であるため、テレワークを行いながら子の監護を行うことが困難な家庭も多くあります。

多摩市としては、市民生活を崩壊させないために学童クラブでの育成が必要だと認識していますが、育成現場の疲弊や児童の罹患リスクを最大限に抑え、少なくとも緊急事態宣言期間である5月6日までは学童クラブ事業の規模の縮小を最大限行いたいと考えています。登所する児童が減れば出勤する職員も少なくなり、緊急事態宣言中の育成事業継続の見通しも立てられ、登所している児童に関しても罹患リスクを下げることができます。

事業者の皆様におかれましてはこの感染症拡大の局面を乗り切るため、5月6日まで、多摩市内の学童クラブに在籍する児童の保護者の勤務について、3で述べた職業の保護者も含めて、休暇の取得等ができるよう特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 【 問い合わせ先 】

多摩市子ども青少年部児童青少年課

TEL：042-338-6884

FAX：042-372-7988